

1. 目的

大和高原を中心に栽培されている茶は、中山間地域における重要な基幹作物である。近年の夏期高温により、被覆資材を用いて栽培する、かぶせ茶やてん茶において、葉焼けなどの高温障害が起こり、品質低下が問題となっている。

そこで、高品質なかぶせ茶やてん茶の生産量増加を図るため、高い遮熱性を持ち、高温障害の防止に資する機能性被覆資材の導入支援を行う。

2. 事業の内容・予算額

事業内容	予算額
高品質大和茶生産支援事業	5, 250千円

3. 補助の対象となる経費

かぶせ茶・てん茶生産で用いられ、高い遮熱性を持ち、高温障害の防止に資する機能性被覆資材（以下「機能性被覆資材」という）の購入経費。

4. 補助金の額

当該経費の1/2以内の額。但し、10a当たり上限175千円とする。

但し、補助対象者の申請のあった補助金の額の合計が予算額を超えた場合、予算額を申請のあった補助金の額により除して率を決定し、各事業実施主体の申請のあった補助金の額で乗算して算出する。この際、率は小数点第3位以下を切り捨てることとする。

5. 補助対象となる条件

下記の（1）～（4）の全てを満たすものとする。

- （1）機能性被覆資材を、設置することを目的とし、事業実施年度内に購入すること。原則として、本事業で購入した機能性被覆資材は事業実施年度内に設置すること。ただし茶栽培時期の都合上、事業実施年度内に機能性被覆資材を設置できない場合は、翌年度8月末までに設置すること。
- （2）購入した機能性被覆資材を用いて次の条件に基づき、一番茶あるいは二番茶の栽培を行うこと。かぶせ茶については、機能性被覆資材の遮光率を70%以上とし、その資材を用いて、一番茶においては10日以上、二番茶では7日以上の被覆期間を設けて栽培を行うこと。てん茶については、機能性被覆資材の遮光率を80%以上とし、その資材を用いて、一番茶においては20日以上、二番茶では14日以上の被覆期間を設けて栽培を行うこと。
- （3）補助対象者は事業実施後3年間、機能性被覆資材を設置し、高品質大和茶生産支援事業実績報告書（別記様式A）、高品質大和茶生産支援事業実施状況報告書（別記様式B）、高品質大和茶生産支援事業評価書（別記様式C）を適時県に提出すること。
- （4）県内の農地で使用すること。

6. 事業実施主体

下記の（１）または（２）のいずれかに該当するものとする。

（１）奈良県内に住所を有する３戸以上の生産者を含む団体で、以下のすべての条件を満たすもの。

- ・代表者の定めがあること。
- ・組織の規約及び構成員の名簿が整備されていること。
- ・団体名義の口座において補助金の管理ができること。

（２）県内に主たる事務所を有し、県内で営農しており、法人名義の口座において補助金の管理ができる以下の法人。

- ①農事組合法人 ②農事組合法人以外の農地所有適格法人 ③既に農地を所有または借りて継続して経営している農業者が経営規模の発展等を目的に法人化したもの

7. 本事業の担当部署（問い合わせ先）

奈良県食農部 農業水産振興課 園芸特産係（担当者：川合、植村） ☎ 0742-27-7427

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 【e-mail】 nogyos @ office.pref.nara.lg.jp

8. 事業実施期間 補助金交付決定日から令和9年3月末日（事業完了報告の提出期限）まで

9. 事業公募期間 令和8年6月15日（月）9時から令和8年6月30日（火）16時まで

10. 事業への応募

（１）事業申請書の入手

本事業への取り組みを希望する団体は、（別紙様式）高品質大和茶生産支援事業申請書を7の担当部署への訪問または、担当部署のホームページより入手すること。

（２）事業申請書の提出期限 令和8年6月30日（火） 16時必着

（３）事業申請書の提出先 7の担当部署

（４）事業申請書の提出方法 持参、郵送、電子メール

11. 事業実施主体の選定について

提出された申請書について審査を行い、事業実施主体を選定する。

事業実施主体として選定された者に対しては、補助金交付申請書の提出について通知する。